（日本産業規格Ａ列４）

様式第十一号（第十四面）を次のように改める。

様式第11号（第14面）

記載要領

Ⅱ ６月１日現在の状況報告

第７面から第９面まで

1　１欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる６月１日現在（６月１日が日曜日に当たる場合は６月２日現在とし、土曜日に当たる場合は６月３日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。

2　１欄の①欄、②欄、②の（続）欄、③欄及び⑤欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の５に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。

3　１欄の②欄及び②の（続）欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる６月１日現在、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとすること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66　建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67　電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。

4　１欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる６月１日現在において労働者派遣法附則第４項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。

5　１欄の④欄の「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者の実人数」には、６月１日現在における労働者派遣法第40条の２第１項第２号から第５号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数（１欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。

6　１欄の⑤欄の「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第４条第２項第１号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第２号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第３号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の３第１項第１号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第４条第２項第３号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の３第１項第２号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。

7　１欄の⑥欄の「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数」には、６月１日現在における労働者派遣法附則第４項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数（１欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。

8　１欄の⑦欄の「日雇派遣労働者の業務別実人数」には、６月１日現在における労働者派遣法施行令第４条第１項第１号から第19号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数（１欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものすること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第４条第２項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。

9　１欄の⑧欄の「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数」には、６月１日現在における労働者派遣法第40条の２第１項第３号から第５号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（１欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。

10　２欄には、６月１日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数（同日に派遣されている労働者を含み、過去１年以内において派遣されたことがない派遣労働者を除く。）を記載すること。

11　３欄には、報告の対象となる６月１日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、６月１日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。

12　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。